

1 財務会計事務

(1) 契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
総務部 市町村課	<p>契約金額が500万円以上のときは、大阪府暴力団排除条例及び総務部契約局総務委託物品課通知により、公共工事等の契約に当たり、原則として元請負人や下請負人等から暴力団員等ではない旨の誓約書を提出させることとなっており、誓約書の提出を不要とするときは、事前に契約局と協議が必要とされている。</p> <p>しかし、以下の契約について、下請負人から誓約書を入手しておらず、契約局との協議も実施されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="424 890 1362 1304"> <thead> <tr> <th>委託業務名</th> <th>委託先</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターに設置している大阪府に係る機器及び集約ネットワークの運用及び監視に関する業務</td> <td>地方公共団体 情報システム 機構</td> <td>17,093,376円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳ネットワークシステムにおける、大阪府に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務</td> <td>地方公共団体 情報システム 機構</td> <td>54,185,604円</td> </tr> </tbody> </table>	委託業務名	委託先	金額	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターに設置している大阪府に係る機器及び集約ネットワークの運用及び監視に関する業務	地方公共団体 情報システム 機構	17,093,376円	住民基本台帳ネットワークシステムにおける、大阪府に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務	地方公共団体 情報システム 機構	54,185,604円	<p>条例・通知等の趣旨に従い、誓約書を提出させることや、誓約書の提出が不要な場合には契約局との協議を実施することを徹底されたい。</p> <p>【大阪府暴力団排除条例】 (公共工事等からの暴力団の排除に関する措置) 第11条 2 知事は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。</p> <p>【大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について(平成24年3月9日大阪府総務部契約局総務委託物品課通知)】 公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年4月1日から大阪府暴力団排除条例が施行されており、公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となっています。</p> <p>本制度の趣旨を理解され、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」の提出を徹底してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等(施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。) (以下略)</p>	<p>今後、委託先が公的団体であっても、条例・通知等の趣旨に従い、暴力団の排除に関する誓約書の提出を求める。また、誓約書の提出を不要とするときは、事前に契約局と協議を行うものとする。</p> <p>これらの事項については、平成27年11月12日に当課内の担当グループ会議で注意喚起を行うとともに、平成27年度契約分について、委託先から誓約書を徴取した。</p>
委託業務名	委託先	金額										
住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターに設置している大阪府に係る機器及び集約ネットワークの運用及び監視に関する業務	地方公共団体 情報システム 機構	17,093,376円										
住民基本台帳ネットワークシステムにおける、大阪府に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務	地方公共団体 情報システム 機構	54,185,604円										

		<p>【大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの誓約書の提出についてFAQ】</p> <p>Q1-3（誓約書の提出が不要な場合） 資材・原材料などの納入業者には、製造者（メーカー）は含まれるのか。 工事委託等の協定による契約（鉄道会社、電気ガス会社等）も対象となるのか。</p> <p>○ 誓約書の徴収は、次のように暴力団の関与が認められないものについては不要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体、独立行政法人 ・契約の相手方（元請人等）が契約する自ら製造する物品等を納入する製造業者 ・その他（暴力団の関与がないことが明らかであると発注者が認めるもの） <p>○ ただし、上記のような事業者であっても、その取扱いに疑義が生じる場合は、誓約書を徴収するものとする。 また、発注者が誓約書の提出を不要とするときは、事前に契約局と協議すること。</p>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月15日から同年7月30日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
総務部 契約局 総務委託物品課	<p>大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（他6件）において、定期的な打合せにて作業の報告を受けていたが、仕様書において納品物の1つとして定めている「作業報告書」が納品されていないにもかかわらず、検査を完了したとして契約金額の支払を行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="543 615 1590 1304"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務</td> <td>平成26年4月4日から 同年8月31日</td> <td>2,688,120円</td> </tr> <tr> <td>大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（その2）</td> <td>平成26年6月2日から 同年9月30日</td> <td>5,538,240円</td> </tr> <tr> <td>大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 要件定義・基本設計業務</td> <td>平成26年6月23日から 同年9月30日</td> <td>7,020,000円</td> </tr> <tr> <td>大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（その3）</td> <td>平成26年6月27日から 同年3月31日</td> <td>12,355,200円</td> </tr> <tr> <td>大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（定期受付）</td> <td>平成26年8月29日から 同年12月26日</td> <td>8,803,080円</td> </tr> <tr> <td>大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 システム開発業務</td> <td>平成26年10月1日から 同年3月31日</td> <td>47,034,000円</td> </tr> <tr> <td>大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（その4）</td> <td>平成27年1月26日から 同年3月31日</td> <td>3,544,560円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	契約期間	金額	大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務	平成26年4月4日から 同年8月31日	2,688,120円	大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（その2）	平成26年6月2日から 同年9月30日	5,538,240円	大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 要件定義・基本設計業務	平成26年6月23日から 同年9月30日	7,020,000円	大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（その3）	平成26年6月27日から 同年3月31日	12,355,200円	大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（定期受付）	平成26年8月29日から 同年12月26日	8,803,080円	大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 システム開発業務	平成26年10月1日から 同年3月31日	47,034,000円	大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（その4）	平成27年1月26日から 同年3月31日	3,544,560円	<p>実際の納品物と仕様書に記載されている納品物を照らし合わせる等、検査を確実に実施されたい。</p> <p>【大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（その3）契約書】 （検査）</p> <p>第16条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく成果品を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。</p> <p>2 発注者は、成果品を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。</p> <p>（契約金額の支払）</p> <p>第17条 受注者は、前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約金額の支払を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受領した日から30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。</p>	<p>システム開発委託業務の履行確認のため仕様書において納品物として「作業報告書」の提出を定めていたが、業務完了検査において、他の納品物（プログラム・システム設計書ほか）の納入検査時に委託業務の履行確認ができることから、運用上、「作業報告書」の提出を求めなかった。</p> <p>このことから、平成27年度より仕様書の内容を見直し、納品物としての「作業報告書」を不要とした。</p> <p>今後は、成果品のチェックリストを作成し、提出物の現物確認を行ったうえで、各々の提出物についての精査・検査を行う。</p>
契約名称	契約期間	金額																									
大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務	平成26年4月4日から 同年8月31日	2,688,120円																									
大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（その2）	平成26年6月2日から 同年9月30日	5,538,240円																									
大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 要件定義・基本設計業務	平成26年6月23日から 同年9月30日	7,020,000円																									
大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（その3）	平成26年6月27日から 同年3月31日	12,355,200円																									
大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（定期受付）	平成26年8月29日から 同年12月26日	8,803,080円																									
大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 システム開発業務	平成26年10月1日から 同年3月31日	47,034,000円																									
大阪府電子調達システムに係るシステム機能改修業務（その4）	平成27年1月26日から 同年3月31日	3,544,560円																									

		【仕様書】 2. 納品 2.3 納品物 納品物は次のとおり。																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業項目</th> <th colspan="2">納品物</th> <th colspan="2">数量</th> </tr> <tr> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>紙</th> <th>CD-ROM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロジェクト 運営</td> <td>作業報告書</td> <td>作業報告書</td> <td>1部 (正)</td> <td>2部 (正、副)</td> </tr> <tr> <td>設計</td> <td>設計書</td> <td>基本設計書一式 詳細設計書一式</td> <td>1部 (正)</td> <td>2部 (正、副)</td> </tr> <tr> <td>総合試験</td> <td>テスト計画書 テスト成績書</td> <td>システムテスト (改修部分と改修箇所)</td> <td>1部 (正)</td> <td>2部 (正、副)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">リリース</td> <td rowspan="2">ソースプログラム</td> <td>ソースプログラムリスト</td> <td>1部 (正)</td> <td>2部 (正、副)</td> </tr> <tr> <td>ソースプログラムファイル ※1</td> <td>—</td> <td>2部 (正、副)</td> </tr> <tr> <td>ロードモジュール</td> <td>ロードモジュール</td> <td>—</td> <td>2部 (正、副)</td> </tr> </tbody> </table>		作業項目	納品物		数量		大項目	小項目	紙	CD-ROM	プロジェクト 運営	作業報告書	作業報告書	1部 (正)	2部 (正、副)	設計	設計書	基本設計書一式 詳細設計書一式	1部 (正)	2部 (正、副)	総合試験	テスト計画書 テスト成績書	システムテスト (改修部分と改修箇所)	1部 (正)	2部 (正、副)	リリース	ソースプログラム	ソースプログラムリスト	1部 (正)	2部 (正、副)	ソースプログラムファイル ※1	—	2部 (正、副)	ロードモジュール	ロードモジュール	—	2部 (正、副)
作業項目	納品物		数量																																				
	大項目	小項目	紙	CD-ROM																																			
プロジェクト 運営	作業報告書	作業報告書	1部 (正)	2部 (正、副)																																			
設計	設計書	基本設計書一式 詳細設計書一式	1部 (正)	2部 (正、副)																																			
総合試験	テスト計画書 テスト成績書	システムテスト (改修部分と改修箇所)	1部 (正)	2部 (正、副)																																			
リリース	ソースプログラム	ソースプログラムリスト	1部 (正)	2部 (正、副)																																			
		ソースプログラムファイル ※1	—	2部 (正、副)																																			
	ロードモジュール	ロードモジュール	—	2部 (正、副)																																			

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月15日から同年7月30日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課	<p>大阪府民の森の指定管理者との管理運営業務契約書においては、指定管理者の業務を他に委託し、又は請負わせる（以下「委託等」という）場合は、府の書面による承諾を得る必要があると定めている。</p> <p>しかしながら、「府民の森管理運営業務」に係る指定管理者は、平成26年度の業務の委託等に際し、府に書面を提出しているが、当該書面の内容は、業務の名称、業務の委託等内容、予定金額にとどまっており、委託等先の名称や委託等の理由が記載されていなかったにもかかわらず、府は委託等を承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="522 810 1700 1402"> <thead> <tr> <th>指定管理者名</th> <th>履行場所</th> <th>委託等業務内容</th> <th>指定管理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>(北河内地区) くろんど園地 ほしだ園地 緑の文化園むろ いけ園地</td> <td>警備、清掃、施設 点検・維持管理等</td> <td>平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(中河内地区) くさか園地 ぬかた園地 なるかわ園地 みずのみ園地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>(南河内地区) ちはや園地</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定管理者名	履行場所	委託等業務内容	指定管理期間	A	(北河内地区) くろんど園地 ほしだ園地 緑の文化園むろ いけ園地	警備、清掃、施設 点検・維持管理等	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで	B	(中河内地区) くさか園地 ぬかた園地 なるかわ園地 みずのみ園地			C	(南河内地区) ちはや園地			<p>委託等禁止条項の趣旨を踏まえ、今後は、委託等先の名称、理由を書面に盛り込むなど、委託等の許可事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府民の森（北河内地区）管理運営業務契約書】 （再委託の禁止等） 第23条 乙（指定管理者）は、管理運営業務を他に委託し、又は請負わせるはならない。ただし、甲（大阪府）の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>各指定管理者と協議し、今年度既契約の主要業務の再委託に当たるものについて、委託先の名称、理由を記載した再委託契約報告書を提出させ、内容確認後、文書により承認した。</p> <p>今後、「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」に基づき、適正な事務処理に努めていく。</p>
指定管理者名	履行場所	委託等業務内容	指定管理期間																
A	(北河内地区) くろんど園地 ほしだ園地 緑の文化園むろ いけ園地	警備、清掃、施設 点検・維持管理等	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで																
B	(中河内地区) くさか園地 ぬかた園地 なるかわ園地 みずのみ園地																		
C	(南河内地区) ちはや園地																		

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>環境農林水産部 流通対策室</p>	<p>「大阪産（もん）食材検討会in東京」実施業務（1,000,000円）は、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、契約の相手が「特定の者でなければ履行できないもの」として比較見積を省略し、業務を委託していた。</p> <p>本契約の締結に当たり、府の委託契約書の標準様式を使用せず、再委託が原則禁止、又は、例外的に認める場合でも、府の承認を義務付ける条項が記載されていない委託契約書を使用していた。</p> <p>当該契約は、委託先の専門性を評価して業務を委託したものであり、委託契約書に再委託の禁止等を義務付ける必要があった。</p>	<p>委託先の専門性を評価して契約を締結する際、委託契約書には、再委託が原則禁止、又は、例外的に認める場合でも、府の承認を義務付けることを明記されたい。</p> <p>(参考)</p> <p>【大阪府財務規則】 (見積書の徴取)</p> <p>第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用第62条関係】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方を見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。</p> <p>(1) 特定の者でなければ履行できないもの (以下略)</p>	<p>平成27年9月8日に開催した室補佐会議において、今後の契約事務に当たっては、大阪府契約局が作成している契約書案を用いて締結することとし、再委託禁止項目の漏れがないよう徹底するように指示した。</p> <p>また、この内容を全グループ員へ周知し、決裁時には契約書案を確認するよう徹底した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
都市整備部 港湾局	<p>契約金額が500万円以上の契約については、大阪府暴力団排除条例及び総務部契約局総務委託物品課通知により、元請人や下請人等から暴力団員等ではない旨の誓約書を提出させることとなっているが、以下の契約について委託先事業者から誓約書を入手していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="477 667 1403 915"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約金額</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入出港船舶国際VHF港湾通信業務委託</td> <td>27,953,641円</td> <td>平成26年4月1日から平成27年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>堺泉北港 堺7区 清掃船しらさぎ定期検査受整備業務</td> <td>20,913,120円</td> <td>平成26年12月19日から平成27年2月27日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、以下の契約については、誓約書を入手しているものの、誓約書に日付が記入されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="477 1035 1403 1157"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約金額</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡輪漁港海岸 角落とし改良検討業務委託</td> <td>11,556,000円</td> <td>平成25年12月26日から平成26年11月28日まで</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	契約金額	契約期間	入出港船舶国際VHF港湾通信業務委託	27,953,641円	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	堺泉北港 堺7区 清掃船しらさぎ定期検査受整備業務	20,913,120円	平成26年12月19日から平成27年2月27日まで	契約名称	契約金額	契約期間	淡輪漁港海岸 角落とし改良検討業務委託	11,556,000円	平成25年12月26日から平成26年11月28日まで	<p>今後は契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府暴力団排除条例】 (公共工事等からの暴力団の排除に関する措置)</p> <p>第11条</p> <p>2 知事は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。</p> <p>【大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について(平成24年3月9日 大阪府総務部契約局総務委託物品課通知)】</p> <p>公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年4月1日から大阪府暴力団排除条例が施行されており、公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となっています。</p> <p>本制度の趣旨を理解され、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」の提出を徹底してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等(施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。) (以下略)</p> </div>	<p>本件監査結果を港湾局職員全員に周知するとともに、今後は、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。</p>
契約名称	契約金額	契約期間																
入出港船舶国際VHF港湾通信業務委託	27,953,641円	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで																
堺泉北港 堺7区 清掃船しらさぎ定期検査受整備業務	20,913,120円	平成26年12月19日から平成27年2月27日まで																
契約名称	契約金額	契約期間																
淡輪漁港海岸 角落とし改良検討業務委託	11,556,000円	平成25年12月26日から平成26年11月28日まで																

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年7月6日から同月8日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
都市整備部 港湾局	<p>建設工事請負契約書に設けられている前払可能金額の記載が空欄となっているにもかかわらず、受注者からの請求により、工事金額の前払いがなされていた。</p> <table border="1" data-bbox="439 619 1567 787"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>契約金額</th> <th>契約期間</th> <th>前金払の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事(その3)</td> <td>133,088,400円</td> <td>平成26年8月8日から 平成27年3月16日まで</td> <td>49,300,000円 を前払い</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	契約金額	契約期間	前金払の有無	泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事(その3)	133,088,400円	平成26年8月8日から 平成27年3月16日まで	49,300,000円 を前払い	<p>今後は契約書を適正に作成し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事(その3)の契約書】 (前金払) 第34条 受注者は、(略)請負代金の前払い請求をすることができる。 第2項 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に金(空欄)円を前払金として支払わなければならない。 第3項から第6項まで (略)</p> </div>	<p>本件監査結果を港湾局職員全員に周知するとともに、今後は、適正な契約書の作成等、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。</p>
工事名	契約金額	契約期間	前金払の有無								
泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事(その3)	133,088,400円	平成26年8月8日から 平成27年3月16日まで	49,300,000円 を前払い								

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年7月6日から同月8日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>都市整備部 港湾局</p>	<p>平成25年8月2日付け「大阪府発注の建設工事における建設事業者の社会保険加入促進について」（大阪府総務部契約局）によれば、建設工事の受注者のみならず、下請事業者についても社会保険の未加入者があれば、社会保険担当機関に通報することとされている。</p> <p>しかしながら、「泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事（その3）」（契約金額：133,088,400円、契約期間：平成26年8月8日から平成27年3月16日まで）において、当該工事に従事する下請負人11事業者のうち3事業者が、社会保険に加入していない状況であったが、受注者から提出される「安全工事施工推進体制表兼施工体系図」を十分に確認することを行わず、社会保険担当機関への通報を行っていなかった。</p> <p>【泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事（その3）の契約書】 （社会保険の加入義務） 第7条の2 受注者は、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法を遵守しなければならない。 第2項 受注者は、前項に掲げる法令を遵守する者を下請負人とするよう努めなければならない。</p>	<p>今後は、契約手続において、建設事業者の社会保険加入状況を十分に確認するとともに、「大阪府発注の建設工事における建設事業者の社会保険加入促進について」（大阪府総務部契約局）の内容を遵守し、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ 平成25年8月2日 大阪府</p> <p>大阪府発注の建設工事における建設事業者の社会保険加入促進について</p> <p>大阪府では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に資するため、本府が発注する建設工事において、下記のとおり、建設事業者の社会保険の加入促進に段階的に取り組むこととしましたので、お知らせします。 （以下略）</p> <p>2 平成26年4月からの取り組み 下請負業者 平成26年4月1日以降に公告する全ての建設工事案件について、全ての次数の下請負者の社会保険の加入状況を確認します。 未加入の建設事業者について、社会保険担当機関に通報します。 ・受注者には、「社会保険に加入している者を下請負者とするよう努める」旨の誓約書を提出していただきます。 ・また、下請負者の社会保険の加入状況を確認できる資料を作成し、提出していただきます。（詳細は設計図書において示します）。 ・通報は、健康保険及び厚生年金保険にあつては日本年金機構、雇用保険にあつては大阪労働局に対して行います。通報後は、それぞれの社会保険担当機関から加入指導等が行われます。 （以下略）</p>	<p>本件監査結果と「大阪府発注の建設工事における建設事業者の社会保険加入促進について」の内容を港湾局職員全員に周知した。</p> <p>また、本件事案については、平成27年9月8日付けで、大阪労働局長あて、雇用保険に未加入である建設事業者の通報を行った。</p> <p>今後は、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年7月6日から同月8日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
都市整備部 港湾局	<p>「泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事（その3）」（契約金額：133,088,400円、契約期間：平成26年8月8日から平成27年3月16日まで）の契約書第15条では、支給材料の引渡し時に、発注者監督職員は受注者の立会いの上、支給材料の検査を行うこととされている。また、受注者は支給材料の引渡し後、受領書を提出することとされている。</p> <p>しかし、受注者立会いの上での支給材料の検査が行われておらず、また、受注者から支給材料にかかる受領書を手していなかった。</p>	<p>支給材料の取扱いに関する契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【泉州海岸長松地区外防潮堤等改良工事（その3）の契約書】 （支給材料及び貸与品） 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。 第2項 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。（略） 第3項 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。 第4項から第11項まで （略）</p>	<p>本件監査結果を港湾局職員全員に周知するとともに、今後は、契約内容の遵守をはじめ、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年7月6日から同月8日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>住宅まちづくり部 公共建築室 住宅設計課</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、不動産を借入れる場合は、随意契約によることができるが、この場合は決裁文書に随意契約理由書を添付することになっている。</p> <p>府営古市住宅建替事業に伴う民間賃貸住宅借上に係る賃貸借契約（契約数58件、大阪府負担家賃月額3,192,940円）の随意契約理由書には、同条の抜粋のみが記載されており、具体的な理由の記載が無かった。</p>	<p>随意契約理由書には、根拠条文のみではなく、随意契約の妥当性を具体的かつ客観的に記載する必要がある。</p> <p>今後、当該理由書は適正に記載するよう、改められたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【地方自治法施行令】 (随意契約) 第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (以下略)</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【会計事務マニュアル】 5. 支出事務について (8) 随意契約 ◆ (略) ◆ 随意契約の留意事項 その5 「随意契約をする理由」はできるだけ詳細に例外である契約方法を採用した理由を明らかにしてください。契約方法、契約の相手方の決定にあたり行った調査・検討の内容や他者との比較の状況、どのような理由で契約の性質・目的が競争入札に適しないとの判断に至ったのかなど、随意契約の妥当性を具体的かつ客観的に主張するに足りる内容としてください。</p> </div>	<p>課員に対し、会計事務マニュアルにある随意契約に係るルールについて周知徹底を図った。</p> <p>また、同じ事案の随意契約理由書の記載例文を作成し、再発防止を図った。</p> <p>今後とも、課内会議等で定期的に周知を図り、更なる意識の向上を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月17日から同年7月3日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
教育委員会事務局 教育総務企画課 教育振興室 高等学校課 支援教育課 保健体育課 市町村教育室 小中学校課 文化財保護課	<p>1 業務委託契約等において、契約書（仕様書）で定める必要な届出等を受注者から受理していないものがあった。</p> <p>《教育総務企画課》</p> <p>(1) 司書職採用選考関係書類の点字訳・墨字訳業務委託《単価契約》 [支出金額165,831円] 「作業場所、原稿等の保管場所、本業務の責任者及び従事者」を示す書面</p> <p>(2) 執務室の移転に伴う物品の移設業務 [契約金額87,400円] 「工程表及び作業員名簿」</p> <p>《教育振興室 高等学校課》</p> <p>(3) 進学指導特色校学力診断共通テスト統計処理等業務委託 [契約金額5,000,000円] 「業務責任者届」、「業務実施計画書」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(4) 英語科教員研修業務 [契約金額2,057,200円] 「業務責任者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(5) 語学(英語)レッスン業務委託 [契約金額1,159,488円] 「業務責任者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(6) 大阪府学校情報ネットワーク再構築概要設計業務委託 [契約金額1,001,160円] 「業務責任者届」、「業務実施計画書」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(7) 大阪府立高等学校教育用LANシステム整備事業機器等（千里青雲高等学校）の賃貸借契約 [契約金額19,800,900円] 「月別業務完了届」</p> <p>(8) 大阪府立学校教職員ネットワーク整備事業サーバ等機器の賃貸借契約 [契約金額58,734,900円] 「月別業務完了届」</p>	<p>今回の監査において、契約書（仕様書）で定める、必要提出書類の未受理、未通知について、教育委員会事務局の複数課で同様の不備事項が検出された。</p> <p>教育委員会事務局全体で委託契約に基づく手続を徹底するとともに、契約事務研修などを通じて、履行確認のルール等について、十分理解を深め、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>今回の監査において指摘のあった、契約書（仕様書）で定める必要提出書類の未受理・未通知について、事務局内全体のこととして、本指摘を共有し、契約に基づく手続の徹底について、注意喚起した。（平成27年10月30日、於：事務局総括補佐会議）</p> <p>また、各所属において、大阪府電子調達庁内ポータルサイトに掲載されている委託役務入札関係を参考に、本指摘事項に対する注意喚起と履行確認のルールを確認する研修を行った。</p>

	<p>(9) 次期統合 I C T ネットワークサーバ機器等 (高等学校課) 一式賃貸借契約 [契約金額1,040,445,000円] 「月別業務完了届」</p> <p>《教育振興室 支援教育課》</p> <p>(10) 雇用創出基金事業地域人づくり事業 (雇用拡大プロセス) 「支援学校卒業生職 場定着支援者育成事業」業務委託 [契約金額115,164,666円] 「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(11) 大阪府教育委員会特別支援教育就学奨励費システムに関する保守業務委託 [契約金額1,620,000円] 「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(12) 大阪府立高槻支援学校通学等バス運行業務 《単価契約》 [支出金額2,483,460円] 「業務責任者届」、「業務従事者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(13) 大阪府立視覚支援学校通学等バス運行業務 《単価契約》 [支出金額1,316,412円] 「業務責任者届」、「業務従事者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(14) 大阪府立和泉支援学校ほか1校通学等バス運行業務 《単価契約》 [支出金額20,086,488円] 「業務責任者届」、「業務従事者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(15) 大阪府立茨木支援学校ほか2校通学等バス運行業務 《単価契約》 [支出金額37,947,420円] 「業務責任者届」、「業務従事者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(16) 大阪府立岸和田支援学校ほか6校通学等バス運行業務 《単価契約》 [支出金額54,372,438円] 「業務責任者届」、「業務従事者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(17) 大阪府立高槻支援学校通学等バス運行業務 《単価契約》 [支出金額5,893,560円] 「業務責任者届」、「業務従事者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p>		
--	--	--	--

	<p>(18) 大阪府立泉北支援学校通学等バス運行業務《単価契約》 [支出金額5,938,650円] 「業務責任者届」、「業務従事者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(19) 大阪府立泉南支援学校通学等バス運行業務《単価契約》 [支出金額17,444,484円] 「業務責任者届」、「業務従事者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(20) 大阪府立枚方支援学校・大阪府立むらの高等支援学校警備業務委託 [契約金額1,574,208円] 「警備担当責任者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(21) 大阪府立西浦支援学校警備業務委託 [契約金額4,299,000円] 「警備担当責任者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(22) 大阪府立八尾支援学校東校の物品等搬出業務 [契約金額7,441,200円] 「作業員責任者届」、「作業員届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>《市町村教育室 小中学校課》</p> <p>(23) 「24時間電話相談」に係る夜間・休日等の教育相談業務委託 [契約金額22,365,331円] 「事業実績月別報告書」の提出を毎月受けずに、年度末にまとめて受理していた。</p> <p>《文化財保護課》</p> <p>(24) 大阪府立弥生文化博物館ハロゲン化物消火設備容器交換点検整備業務委託 [契約金額1,998,000円] 「業務責任者届」、「作業員届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(25) 大阪府立弥生文化博物館空調機真空部修繕（試運転）業務委託 [契約金額2,181,924円] 「業務責任者届」、「作業員届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p> <p>(26) 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘梅林歩道緊急補修工事 [契約金額1,005,480円] 「管理技術者届」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者届」</p>		
--	---	--	--

	<p>2 業務委託契約書で定める、受注者への必要な通知を行っていないものがあった。</p> <p>《教育振興室 高等学校課》</p> <p>(1) 進学指導特色校学力診断共通テスト統計処理等業務委託 [契約金額5,000,000円] 「成果品の検査結果」</p> <p>(2) 英語科教員研修業務 [契約金額2,057,200円] 「成果品の検査結果」</p> <p>(3) 語学(英語)レッスン業務委託 [契約金額1,159,488円] 「成果品の検査結果」</p> <p>《教育振興室 支援教育課》</p> <p>(4) 雇用創出基金事業地域人づくり事業(雇用拡大プロセス)「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」業務委託 [契約金額115,164,666円] 「業務検査結果」</p> <p>(5) 大阪府教育委員会特別支援教育就学奨励費システムに関する保守業務委託 [契約金額1,620,000円] 「業務検査結果」</p> <p>(6) 大阪府立枚方支援学校・大阪府立むらの高等支援学校警備業務委託 [契約金額1,574,208円] 「業務検査結果」</p> <p>(7) 大阪府立西浦支援学校警備業務委託 [契約金額4,299,000円] 「業務検査結果」</p> <p>《教育振興室 保健体育課》</p> <p>(8) 大阪府立体育会館 空気源装置更新工事 [契約金額2,122,200円] 「監督職員の氏名」、「工事の完了に伴う検査結果」</p> <p>(9) 大阪府立門真スポーツセンター テレビ共聴デジタル放送受信設備更新工事 [契約金額1,630,800円] 「監督職員の氏名」、「工事の完了に伴う検査結果」</p>		
--	---	--	--

	<p> <<市町村教育室 小中学校課>> (10) 府内公立小学校英語学習パッケージ開発委託 [契約金額145,032,941円] 「成果品の検査結果」 </p> <p> <<文化財保護課>> (11) 大阪府立弥生文化博物館ハロゲン化物消火設備容器交換点検整備業務委託 [契約金額1,998,000円] 「監督職員の氏名」、「業務検査結果」 </p> <p> (12) 大阪府立弥生文化博物館空調機真空部修繕（試運転）業務委託 [契約金額2,181,924円] 「監督職員の氏名」、「業務検査結果」 </p> <p> (13) 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘梅林歩道緊急補修工事 [契約金額1,005,480円] 「監督職員の氏名」、「工事検査結果」 </p>		
--	---	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月24日から同年7月28日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課</p>	<p>大阪府立支援学校の通学バス運行業務については、運転手とは別に乗車中の児童生徒に対する介助業務(介助員は児童生徒とバスに同乗。)が含まれている。乗車中の児童生徒の情緒や行動の変化、また突発的な発作等に対応するため、介助員に対し児童生徒の氏名・年齢・障がいの状況、行動の特性、対処方法等の個人情報を予め説明している。</p> <p>そのため、個人情報取扱事務委託に該当するにもかかわらず、契約書に個人情報の保護に関する規定が明記されておらず、また「個人情報取扱特記事項」も添付されていなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大阪府立視覚支援学校通学バス運行業務《単価契約》 [支出金額1,969,920円] 2 大阪府立泉南支援学校ほか4校通学バス運行業務《単価契約》 [支出金額30,156,840円] 3 大阪府立交野支援学校ほか9校通学バス運行業務《単価契約》 [支出金額59,016,924円] 4 大阪府立高槻支援学校通学バス運行業務《単価契約》 [支出金額10,274,040円] 	<p>個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、大阪府個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託基準を遵守して契約を締結するなど、個人情報の保護のために適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府個人情報保護条例】 (委託に伴う措置等)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 <p>【個人情報取扱事務委託基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 委託に当たっての留意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的を達成するために必要最小限度のものとする。 (2) 契約に先立ち、委託事務の内容や取り扱う個人情報の内容、記録媒体の実態等に応じ、委託先が個人情報の保護について遵守すべき事項を十分に検討し、別紙「個人情報取扱特記事項(例)」を参考に、当該委託事務における個人情報保護のための特記事項(以下「個人情報取扱特記事項」という。)を定めること。 (3)・(4) (略) 4 契約に当たっての措置 <p>委託契約を締結するに当たっては、契約書等において、個人情報の保護に関する規定を明記し、個人情報取扱特記事項を追記あるいは添付するものとする。</p> <p>契約書等の書面を作成しない契約の場合には、個人情報取扱特記事項を契約事項として受託者に書面で交付するものとする。</p> </div>	<p>今後、個人情報の取扱いに必要な契約について、大阪府個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託基準を遵守して契約を締結し、個人情報の保護のために適正な事務処理を行う。</p> <p>また、平成27年度における契約について、「個人情報取扱特記事項」の添付漏れのあったものについては、是正した。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年6月24日から同年7月28日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育委員会事務局 教育振興室 保健体育課</p>	<p>保健体育課が発注した、大阪府立体育会館ほか3施設の改修工事等において、検査員は、当該施設を管理運営する受託者（指定管理者）からの電話等による工事終了の報告を受けるのみで、現地での確認検査を行っていませんでした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大阪府立体育会館 トイレ便器改修工事 [契約金額579,960円] 2 大阪府立門真スポーツセンター 雑用水系加圧給水ユニット改修工事 [契約金額1,338,120円] 3 大阪府立臨海スポーツセンター 地下倉庫内囲い設置工事 [契約金額429,840円] 4 大阪府立漕艇センター 空調機設置工事 [契約金額298,684円] 	<p>契約の履行確認や検査のルール等について、周知徹底を図り適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>【地方自治法施行令】 (監督又は検査の方法) 第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行わなければならない。</p> <p>2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>【会計事務の手引（大阪府会計局）】 3 検査 検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを確認するものです。検査によって契約の履行を確認し、府の債務が確定するので、すべての契約について行わねばなりません。</p> <p>(1) 検査の方法 検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類によって行わなければならない。（地方自治法施行令第167条の15第2項）</p>	<p>今後は検査員が現地での確認検査を行うこととした。</p> <p>また、会計局が会計事務研修で配付した研修資料及び委託役務業務仕様書作成ポイントに基づき、平成28年1月6日課内会議で契約事務のルール等について、改めて周知徹底した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月24日から同年7月28日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育委員会事務局 市町村教育室 小中学校課</p>	<p>委託契約における業務完了検査においては、検査実施後、直ちに検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査日から一か月以上経過した後に検査調書を作成しているものがあった。</p> <p>1 「24時間電話相談」に係る夜間・休日等の教育相談業務委託</p> <p>(1) 契約金額 22,365,331円 (2) 契約期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで (3) 業務完了日 平成27年3月31日 (4) 検査年月日 平成27年3月31日 (5) 検査調書作成日 平成27年5月7日</p> <p>2 被害者救済システムの運用に係る連携相談業務委託</p> <p>(1) 契約金額 1,633,024円 (2) 契約期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで (3) 業務完了日 平成27年3月31日 (4) 検査年月日 平成27年3月31日 (5) 検査調書作成日 平成27年5月7日</p>	<p>契約の履行確認や検査のルール等について、周知徹底を図り適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 契約局長は、次の各号に掲げる検査を、その所属職員以外の職員に行わせることができる。 1～3 (略) 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、地方自治法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上記名押印し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。 5 (略)</p>	<p>監査結果を受け、今後は検査実施後、直ちに検査調書を作成するよう周知を行った。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年6月24日から同年7月28日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課</p>	<p>「府立高等学校就学支援金事業等に係る労働者派遣業務」における契約書では、派遣先責任者は、派遣労働者の出勤簿を備え付け、就業日ごとに就業状況を把握しなければならないとされているにもかかわらず、出勤簿に日々の確認印のないものが6校9人分あった。</p>	<p>契約の履行確認や検査のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (監督又は検査の方法) 第167条の15 2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行わなければならない。</p> <p>【労働者派遣基本契約書】 (勤務管理) 第11条 派遣先責任者は、派遣労働者の出勤簿を備え付け、就業日ごとに就業状況を把握しなければならない。 (勤務状況の検査及び報告) 第22条 発注者は、毎月末日を締め日として、当該月における派遣労働者の勤務状況を確認するための検査を行い、当該月の終了後速やかに書面により受注者に報告しなければならない。</p> </div>	<p>各学校に対して、事務(部)長によるチェックを徹底し、最終的に管理職(校長・准校長)が十分確認することを徹底した。</p> <p>教職員人事課においても提出されたものを複数名で確認することとした。</p> <p>また、室内において庁内ウェブページの会計事務ポータルサイトに掲載されている研修資料等を参考に、本指摘事項に対する注意喚起と契約の履行確認や検査ルール等について研修を行った。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年6月24日から同年7月28日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
教育委員会事務局 教職員室 福利課	<p>府立学校教職員健康診断に関する業務の経費支出において、仕様書により、検診業務終了後、学校長が検診業務実績確認簿を確認して検診機関に提出することとなっているが、検診業務実績確認簿に、学校長による確認のための記名・押印がないものが22件あった。</p> <p>記名・押印がないもの 15件 押印がないもの 7件</p>	<p>契約の履行確認や検査のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (監督又は検査の方法) 第167条の15 2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行わなければならない。</p> <p>【府立学校教職員健康診断に関する業務仕様書】 第2章 業務内容 4 検診実施数の確認と検診費用の請求 (1) 検診ごとに「検診業務実績確認簿」に受検者数等を記入の上、各校長宛送付し、受検者数等を校長に確認すること。 (2) 校長宛に送付した確認簿を、校長の確認・押印後回収し、これを集計した一覧表を作成して、請求書を添えて1ヶ月以内に福利課に報告及び検診費用の請求を行うこと。</p>	<p>今後、経費支出手続に際する「検診業務実績確認簿」については、「記名・押印のあること」の複数回確認するチェック体制の強化を図った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月24日から同年7月28日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
高石高等学校	<p>情報ネットワーク用情報コンセント設置工事委託の随意契約に当たり、2者から見積書を徴取していたが、うち1者の見積書については、見積有効期限を経過していた。</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （見積書の徴取） 第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> </div>	<p>職員会議終了後に契約事務、特に見積書の徴取についての教職員研修を実施し周知した。なお、これに係る資料作成において、事務職員間で検討するなど契約事務についての理解を深めた。</p> <p>今後はかかることのないよう一層の注意をもって契約等事務にあたる。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年5月22日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
交野高等学校	<p>モップ、白布のクリーニングの経費支出伺いにおいて、1者からは見積書を徴し、もう1者からはウェブページにより価額の見積りを取り比較していたが、ウェブページによる見積りにはモップの価額のみ記載されており、白布の価額は記載されていなかった。</p> <p>経費支出額 18,468円</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (見積書の徴取) 第62条 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第62条関係 3 前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。</p>	<p>白布については、経費支出伺い時、ウェブページにより確認していたが、印刷・添付を失念していたものであり、再度ウェブページにより価額を取得し比較を行い、経費支出伺いが適正であったことを確認した。</p> <p>今後は、会計事務をはじめ学校事務に係る研修受講や知識・情報の共有を図り、コンプライアンスの徹底による適正な事務処理に努める。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成27年5月27日)